

五島市監査委員公表第18号

令和2年8月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和3年6月30日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和2年度例月財務監査結果報告（令和2年9～11月監査分）に係る
措置について

令和2年11月27日付け三五監第662号の例月財務監査の結果における、指摘事項
について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基
づき通知いたします。

記

1 指摘事項

(1) 奈留支所のガソリン代について

奈留支所のガソリン代については、令和2年8月5日に水道局奈留分室が業者か
ら請求書を受け付け、同月7日に水道局が同奈留分室から当該請求書を受け取って
同月21日に支払っているが、市が請求書を受け付けてから支払うまでに17日を
要している。

物件の納入に対し地方公共団体が対価の支払をなすべき契約における対価の支払
時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第25
6号）第10条が、当事者が支払の時期について書面により明らかにしないときは、
支払の時期を相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなす
と規定しており、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針（昭和25年
4月7日付け理国第140号各省（庁）官房会計課長宛て大蔵省理財局長名）によ
ると、相手方が支払請求をした日は市に請求書が到達した日となり、当該到達日は
計算上1日に参入されることとなる。したがって、市は、適法な請求書を受けた日
から15日以内に支払うべきである。

【講じた措置】

[水道局]

会計事務に関する確認シートを作成し、伝票起票者及び決裁者でのチェックを重
ね、同時に支払期限も確認し、再発防止と適正な事務処理に努めます。

決裁者の責任を再度自覚するとともに会計事務に対する意識を改めます。

(2) 水道検針票の印刷製本契約について

水道検針票の印刷製本については、請負契約であるにもかかわらず、物品売買契約書で契約を締結している。その原因は、毎年行う契約についてチェックすることなく、従前どおり漫然と事務処理をしていたことなどによるものである。

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる（民法（明治29年法律第89号）第555条）。

他方、請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる（民法第632条）ものであり、請負契約については、民法以外にも、商法（明治32年法律第48号）、製造物責任法（平成6年法律第85号）、知的財産権に関する法律など、様々な法律が関係してくることから、取引の実態を把握したうえで、その実態に合った契約書を作成する必要がある。

したがって、本件については、売買契約と請負契約との違いによって契約解除に関する条項等に違いが生じるから、請負契約書で契約を締結すべきである。

【講じた措置】

[水道局]

令和3年度の検針票の印刷製本契約については、内容確認をして請負契約書により契約を締結しました。

今後は、契約締結時に契約事務の手続きについて再確認を行います。また、会計事務に関する確認シートを作成し、伝票起票者及び決裁者でのチェック体制により再発防止に努めます。

(4) 奈留離島開発総合センター使用料について

奈留離島開発総合センター（以下「奈留総合センター」という。）の公民館主事である分任出納員（以下「センター分任出納員」という。）が収納した奈留総合センターの使用料（以下「センター使用料」という。）については、センター分任出納員が奈留支所の支所長である出納員（以下「支所長出納員」という。）に払い込み、支所長出納員が自己名義の払込書により収納代理金融機関に払い込んでいるが、次のとおり適正でない。

ア センター分任出納員が収納した現金については、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第106条の規定により翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならないが、また、他の出納員（分任出納員を含む。以下このアにおいて同じ。）が収納した現金の払込みを指定金融

機関等に代わって受け、又は当該現金を他の出納員から更に収納し、若しくは預かって指定金融機関等に払い込むことは、出納員の権限とされていない。

イ センター分任出納員は、支所長出納員が指名している。

しかしながら、

(ア) 分任出納員の指名については、財務規則別表第2支所の項の規定により「分任出納員になるべき者」は「所属職員のうちから支所長が指名する者」とされているところ、センター分任出納員である奈留総合センターの公民館主事は教育委員会事務局生涯学習課の職員であり、支所の所属職員ではないから、その指名には効力がない。

(イ) 支所長出納員の受任事務については、財務規則別表第1支所の項出納員が委任を受ける事務の欄にその所掌に係る使用料の収納事務が掲げられているところ、奈留総合センターの管理に関する事務は、五島市教育委員会に対する事務委任規則（平成16年五島市規則第188号）第17号の規定により市長から教育委員会に委任されているから、センター使用料の収納事務は、支所長出納員の受任事務ではなく、支所長出納員は、当該収納事務を分任出納員に委任することもできない。

ウ 財務規則別表第1は、生涯学習課の課長（以下「生涯学習課長」という。）である出納員（以下「生涯学習課長出納員」という。）が会計管理者から委任を受ける事務としてセンター使用料の収納事務を掲げるところ、生涯学習課長出納員は、その所属職員である奈留総合センターの公民館主事を分任出納員（センター分任出納員）に指名していない。したがって、奈留総合センターの公民館主事は、現金を収納することができない。

ところで、五島市教育委員会事務局処務規則（平成16年五島市教育委員会規則第7号。以下「事務局処務規則」という。）は、第2条において教育委員会事務局に生涯学習課及び分室を置き、奈留総合センターの管理に関する事務を第3条生涯学習課生涯学習推進班の項第4号及び同条分室教育振興係の項第14号に掲げて生涯学習課及び分室の双方の分掌事務としており、第9条において生涯学習課長及び分室の分室長（以下単に「分室長」という。）の専決権及び代決権を同一としている。したがって、生涯学習課及び分室の所掌事務の一部並びに生涯学習課長及び分室長の権限の一部が重複している状況にある。一方、財務規則は、第3条から第3条の5までにおいて出納員等の設置、任命、事務の委任等について規定しているところ、別表第1は、出納員になるべき者の職の欄に生涯学習課長を掲げるが、分室長を掲げておらず、したがって、分室長は、出納員に任命されていない。また、財務規則別表第2は、別表第1の規定により分室長を出納員に任命しないことから、分任出納員の設置箇所の欄に分室を掲げていない（したがって、分室には分任出納員が設置されない）に

もかかわらず、教育委員会事務局の項分任出納員になるべき者の欄に「所属職員のうちから分室長が指名する者」を掲げている。

このように、事務局処務規則においては、所掌事務及び所管の長の権限の一部が重複していることから、その責任の所在が不明確になるおそれがあり、財務規則においては、出納員及び分任出納員の設置等に関する規定について不備がある。

また、出納員及び分任出納員は、会計管理者の補助職員であるが、市長の補助職員のうちから任命するのであるから、歳入の収納事務を受任する出納員及び分任出納員は、収納事務を一元化する場合は格別、当該歳入に係る調定等の収入に関する事務を所掌する組織の職員のうちから任命することが合理的、効率的である。したがって、センター使用料の収納事務については、奈留総合センターの管理に関する事務を分掌し、予算及び経理に関する事項について専決権及び代理権を有する奈留分室の分室長を出納員に任命し、当該出納員から分任出納員に委任することとすべきである。

なお、出納員は、分任出納員に権限を委任した限度において自らはその事務を処理する職務権限を有しなくなり、委任を受けた分任出納員は、委任された事務について当該団体の内部・外部を問わず自己の名と責任においてこれを処理することとなるから、責任関係を明らかにする意味からいっても、個々の職員を辞令形式により任命することが適当であって、規則で一定の職にある者が当然に出納員その他の職員に充てられるとすることは適当でないとされている（昭和38年12月19日付け自治庁行発第93号各都道府県総務部長宛て行政課長通知）ことも踏まえ、公金の取扱いについては、法令の規定に基づき適正となるよう例規を整備されたい。

【講じた措置】

〔会計課〕

五島市教育委員会事務局処務規則の改正に併せて五島市財務規則を改正し、別表第1の出納員になるべき者の職欄に教育委員会分室長を掲げ、令和3年4月1日付けで出納員に任命しております。

また、同表教育委員会分室の出納員が委任を受ける事務の欄に「市長から管理の委任を受けた施設（福江島開発総合センター、奈留離島開発総合センター及び奈留芸能館に限る。）の使用料及び電話料の収納」を掲げ、分室長出納員に事務を委任しました。

さらに、同規則別表第2の分任出納員の設置箇所に教育委員会分室を掲げ、分任出納員が委任を受ける事務の欄に掲げる項目については、出納員が所属職員のうちから指名する者に委任されています。

分任出納員になるべき者の指名については、出納員は指名を受ける者に対して口

頭で明示的に行うよう規定しました。

[奈留支所]

五島市教育委員会事務局処務規則及び五島市財務規則の改正を受けて、奈留離島開発総合センター使用料の収納については、令和3年度から教育委員会奈留分室出納員（分室長）が同センターの管理事務を所掌する奈留分室の会計年度任用職員を指名しております。